

# 水産教育推進委員会運営規程

(委員会の運営)

第 1 条 本委員会は、公益社団法人 日本水産学会委員会等設置規程第 2 条、第 1 4 条及び第 1 9 条に拠り運営する。

(委員長、副委員長)

第 2 条 本委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

2 委員長及び副委員長の任期はそれぞれ 2 年とする。

(委員長の職務)

第 3 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に支障がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

2 委員長は、議事録を委員全員に配布する。

3 委員長は、審議の結果を水産教育推進担当理事に報告する。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は、原則として年 4 回開催する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 委員には、支部選出の委員 (各支部 1 名) を含むものとする。

(委員会の審議事項)

第 6 条 委員会は水産教育にかかわる事項について審議し、理事会に提案する。

2 委員会は理事会の承認に基づき、必要に応じて水産教育改革にかかわる提言を社会、行政、研究教育機関に向けて行うことができる。

3 委員会は、必要に応じて作業グループを組織し、水産教育にかかわる書籍を出版できる。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

(平成 2 5 年 6 月 8 日 一部改正)

(平成 2 7 年 2 月 2 8 日 一部改正)

(平成 2 9 年 9 月 2 1 日 一部改正)